

機関番号：12613

研究種目：基盤研究 (B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20330014

研究課題名 (和文) ソーシャル・インクルージョン構想と社会資源を活用した行刑福祉

研究課題名 (英文) Social Inclusion and Resettlement of Ex-Offenders

研究代表者

本庄 武 (HONJO TAKESHI)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60345444

研究成果の概要 (和文)：本研究ではソーシャル・インクルージョンの理念を犯罪行為者処遇の領域に応用した。その結果、多様な対象者に対して多様な手段を用いて、犯罪を犯す以前から有していた社会的負因及び刑事司法過程に関与したことに伴う弊害を主体的に克服することを目指した支援を提供することが求められることが明らかになった。具体的には、刑事司法過程を通じた一貫した支援体制の構築と支援のための多様な担い手が有機的に連携しながら実効的支援を提供する体制を構築することが必要となる。

研究成果の概要 (英文)：This study tries to apply the ethos of social inclusion to resettlement of ex-offenders. The framework requires that various ex-offenders shall be supplied supports by various means for overcoming both handicaps they had before offending and negative effects they are injured by experience of criminal justice process. The support system shall have both consistency through criminal justice process and effectiveness by means of organic networking of various supportive actors.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2009年度	3,300,000	990,000	4,290,000
2010年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
年度			
年度			
総計	10,800,000	3,240,000	14,040,000

研究分野：刑事法

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑事法学、社会福祉関係、ソーシャル・インクルージョン、受刑者、社会復帰、地域生活定着支援センター、コミュニティ、社会復帰促進センター

## 1. 研究開始当初の背景

## (1) 従来の研究との関係

近年、犯罪行為者処遇のあるべき姿をトータルに描こうとした注目すべき試みとして、刑事施設内処遇においてノーマライゼーションの理念を徹底させようとするコミュニティ・プリズン構想があった。しかし、施設収容以前に個人的負因を抱えるが故に社会不適応を起こした犯罪行為者にとっては、犯

罪を犯すことなく生活を営んでいる外部社会の人と同じ生活環境の保障だけでは十分でないことが多いという限界が感じられた。

## (2) 近時の問題状況

行刑の現実に目を向けると、知的障害者や高齢者を始めとする福祉領域で十分なケアを受けられなかったが故に刑務所の出入りを繰り返す人たちが多数存在することが明

らかになりつつあった。行刑実務もこの問題によりやく本腰を入れ始め、対象者の個別のニーズに即した社会復帰プログラム提供の法的基盤が整備され、民間資源を大幅に活用し知的障害者や高齢者のための専門的な処遇ユニットを備えたPFI方式の刑事施設も整備されてきていた。

## 2. 研究の目的

本研究は、社会的格差の拡大とともに注目されるようになってきた「ソーシャル・インクルージョン」の思想に注目した。この思想は、社会の周縁に追いやられた人たちの具体的なニーズに即した援助を提供することで、人間関係の修復を図り、尊厳のある生活を保障することを目指しており、犯罪行為者の社会復帰理念を具体化する上で有用な指針を提供してくれるものと考えられたためである。

また、刑事施設内処遇にとどまらず、出所後も視野に入れ、NPO や社会福祉機関、民間企業といった社会資源を活用した犯罪行為者処遇論を展開することを目指した。

## 3. 研究の方法

### (1) 理論研究

文献等を利用してソーシャル・インクルージョンの理念について明確化を図るほか、従来の犯罪行為者の処遇論と突き合わせることで、理念の具体的な応用を図った。

### (2) 実態調査

先進的な取り組みを行っているヨーロッパの事例を調査した。このうちフランスではアソシエーションという民間団体が公的資金の助成を受け、刑事施設内外で広範に活動していることが、イギリスでは入所中・出所後の支援をシームレスに提供するための取り組みがなされており、両国ともに社会資源を活発に活用していることが注目された。

国内においては、PFI 施設を含む刑事施設7施設（喜連川社会復帰促進センター、美祿社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、北九州医療刑務所、福岡刑務所、長崎刑務所、札幌刑務所）、国立のものを含む更生保護施設7施設（沼田町就業支援センター、ウィズ広島、北九州自立更生促進センター、長崎啓成会、佐世保白雲、有光苑、茨城就業支援センター）、犯罪行為者支援に取り組むNPO法人・社会福祉法人等4団体（神戸の冬を支える会、南高愛隣会、長崎県地域生活定着支援センター、ふるさとの会、三重ダルク）、弁護士・社会福祉士・元保護観察官などの個人に対し聞き取り調査を実施した。

### (3) 提言の取りまとめ

現実に存在している社会資源を踏まえた

上で、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえた具体的な犯罪行為者の社会復帰のあり方について提言を取りまとめた。

その内容については、2011年3月19日に龍谷大学にて、本研究を総括するシンポジウム「日本における犯罪行為者のソーシャル・インクルージョン——実践知と理論知の融合を目指して」を開催し、発表した。

シンポジウムでは、秋山雅彦氏（特定非営利法人自立支援センターふるさとの会企画室長、更生保護法人同歩会常務理事兼事務局長、保護司）、市川岳仁氏（特定非営利法人三重ダルク常務理事、三重県地域生活定着支援センター嘱託相談支援員）、歌代正氏（株式会社大林組PFI事業部長、前島根あさひソーシャルサポート統括業務責任者）、谷村慎介氏（兵庫県弁護士会所属弁護士、日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会幹事、社会福祉士、精神保健福祉士）方から実践に基づく報告をいただくとともに、本研究代表者から本研究に基づく問題提起を行った後に、パネルディスカッション及び質疑応答を行った。70名余りの聴衆を得た。

なお、中間的な研究成果は後掲の論文・学会発表において公表している。また、最終的な研究成果は2011年度中に研究書の形でまとめる予定である。

## 4. 研究成果

文献調査及び実態調査を踏まえて、本研究では以下に概要を示すような成果を得た。

### (1) 従来の犯罪行為者処遇の問題点

従来の刑事施設では、厳格な規律の中で社会復帰への訓練を重視してきた。これは対象を辛い環境をバネにできる強い心を持つ存在と措定していたものといえる。他方、更生保護は福祉的対応を行ってきたが、主たる対象を頼る人がいたり、就労の見込みがあったりする人としていた。これらに共通するのは画一的に、もともと犯罪との親和性が低い人を対象と措定している点である。しかし、近年、刑事施設内には、知的障害者や高齢者を始めとする社会的に不利な立場に置かれた人が多数いることが認識されつつある。これらのより手厚い支援を要する人たちを念頭に置いた処遇論を構築する必要がある。

### (2) 近時の動向とその問題点

近時、各都道府県に設置された地域生活定着支援センターによる、刑事施設を出所した高齢者や障害者の福祉への橋渡しや、ハローワーク等と連携した就労支援事業の実施といった、法務省と厚生労働省の連携に基づく注目すべき施策が展開されるようになった。これは、福祉や労働市場からの排除に代表される多元的な社会的排除が犯罪原因となり

うることが改めて認識された結果といえる。

他方で近時、刑事施設や更生保護に関わる基本法が改正されたが、そこでは再犯防止が強調されていた。個々の対象者が抱える問題に即した個別的処遇プログラムの開発を前提に、改善更生のための指導を受講することが義務とされ、更生保護においては遵守事項を厳格に履行させることが強調された。これらの動向の背景には犯罪行為者の再犯のリスクを管理しなければならないとの発想がある。リスクは科学的に判定され、価値中立的な装いを持つが、実際には、測定可能な因子のみを測定することになる、犯罪原因を後者の内面に求めることで社会的原因の視点が希薄になる、拘禁や保護観察を長期化させかねない、といった問題を有している。そして、福祉施策や就労支援は再犯防止策の一環としての位置づけを得ることになる。

しかしながら、リスクを有するため監視や管理の対象とされた場合、そもそも本人に自己変革の主體的な動機が生まれにくい。また監視措置を実効的にしようとするならば、強度の権利自由の制約が生じ、さらに犯罪行為者を特別視し、不信の目で眺めることが前提となるため、有効な支援との両立が難しくなるという問題がある。

真に有効な再犯防止策は多元的な社会的排除そのものに切り込むことであろう。

### (3) ソーシャル・インクルージョンの理念

ソーシャル・インクルージョンの理念は、従来から存在したノーマライゼーションの理念と比較することで明確になる。

ノーマライゼーションは、平等を重視する。これはしばしば形式的平等で足りると理解されてきた。またこの理念によっては排除による社会的孤立の状態を解消することには必ずしもつながらない。さらに、概念の出自に由来して障害、貧困等特定の問題だけを対象にしていると理解されがちであった。そしてこの原理には支援の対象者の主体性を尊重するという観念は必ずしも内包されていない。ノーマライゼーションの理念自体が多義的であるため論理必然ではないが、傾向として以上のように理解されやすいといえる。

それに対して、ソーシャル・インクルージョンの理念は社会的排除が構造的に生み出されているとの認識を前提とする。排除の原因は個人ではなく社会的位相に求められる。そのため高齢者や障害者という特定の福祉的ニーズを有する人だけでなく、犯罪をし、また施設に入所したが故に構造的に不利な立場に置かれてきた犯罪行為者全般を視野に入れることができる。対策として福祉政策だけでなく、教育政策・雇用政策など社会政策全般を視野に入れることができる。また異質性を承認しつつ、多様性を包摂する社会が

目指され、そのために社会に能動的に参加できる前提としての地位（シティズンシップ）の回復が目標とされる。対象者が受動的に支援を受け物質的に最低限度の生活を送れるようになるだけでなく、能動的に何らかの意味で他者により影響を与えうる存在になることが目指される。このように支援の対象・手段・目標を明確にする機能がこの理念には認められ、今後の犯罪行為者支援が依拠するに相応しいものである。

### (4) ソーシャル・インクルージョンから見た犯罪行為者処遇論

従来の犯罪行為者処遇論は、主として受刑者の法的地位論として展開されてきた。ここでは、刑罰内容を自由の剥奪に純化し、その反面として必然的に生じうる自由刑の弊害を除去するための措置を国家に義務付けることが目指されてきた。そのために行刑は社会化されなければならない、施設内生活はできる限り外部社会と共通のものとなり、受刑者が社会とのつながりを維持することにより、施設内生活の完結性を打破することが求められてきた。そして、人間の尊厳の理念から個別のニーズに即した処遇を受ける権利が構想されてきた。

しかしながらこのような法的地位論は、犯罪を犯したが故に特権的地位を与えるものか明確でなく、また受刑者以外の被疑者・被告人段階で未決拘禁を受けた者や保護観察を受けた者の地位も不明確であった。

ソーシャル・インクルージョンの観点からは、犯罪行為者という属性ではなく、社会的排除により生み出された犯罪のリスク要因となりうる社会的負因そのものを支援の対象とするとの発想が生まれてくる。これは自由刑の弊害除去では解消し得ない施設入所以前から存在する負因への注目を要請する。それは、本来社会政策により解消されるべきニーズが、刑事司法過程で顕在化したに過ぎず、犯罪行為者であるという理由で支援が求められるわけではない。他方で、刑事司法過程に関与したこと自体からも支援の必要性が生まれる。克服の対象は、施設収容に限られず、刑事司法に関与したことに伴う様々な法的社会的弊害をも含む。このような刑事司法への関与で顕在化した市民的ニーズと刑事司法関与により発生する弊害除去というニーズを充足することが必要となる。対象者は犯罪に関わる以前から深刻な問題を抱えていることが多く、結果として、支援の内容は、観念的に想定される社会一般あるいは福祉受給者よりも手厚いものが必要となる場合が多くなる。しかしそれは決して犯罪行為者の優遇ではなく、一般福祉にも必要な支援の個別化の一形態である。

またこの支援は、さらに自らによるラベリ

ング（排除）の連鎖を断ちきり、自己肯定的な新たなアイデンティティの獲得（自己認知の変容）を目指すものでなければならない。その前提として、制度上のバリアの克服や社会的ラベリングをもたらす意識の変革が必要なことは言うまでもない。そのために、福祉法領域で有力に主張されている主体性尊重原理（セルフアドボカシーとエンパワーメント）をこの領域にも採り入れることで、単なる自己決定だけでなく、支えとなる関係性を保障することが重要となる。

このような犯罪行為者処遇の充実の結果として再犯防止という政策課題に 대응することにもなる。犯罪リスクは、よき人生を送る上で主体的に克服すべき対象であると捉えられる。これは同時に処遇プログラムが有効に作用する前提でもある。

#### (5) ソーシャル・インクルージョン理念の具体化

##### ①一貫した支援

制度設計において理念を具体化する際に重要なのは一貫した支援という視点である。施設内処遇と社会内処遇は一貫した方針に基づいて、連続的に行われなければならない。

施設入所当初から、出所時を見据えた個別の処遇計画が策定され、目標を見据えて有意義な施設内生活を送れる必要がある。入所当初から必要な外部とのつながりを確保するため、外部交通が積極的に保障され、外出制度等を活用して社会資源とのつながりが確保される必要がある。

現在、各刑事施設には社会福祉士が配置されるようになっているが、常勤化・増員による体制の拡充が必要となる。社会福祉士は本人の福祉的ニーズを充足し得るために施設から独立し、主体的に活動することが保障されなければならない。出所後の支援にも関与できる体制が望ましい。

また地域生活定着支援センターについては、現在の特別調整制度の対象から漏れる人についても支援を提供できるよう人的・物的体制が拡充される必要がある。各センター間が連携を密にする必要があるし、出所時の福祉とのつながりだけでなく、アフターケアを含め多様な業務を担えるようにする必要がある。センターは支援のネットワークの中心として機能しなければならない。さらにセンターの担い手が多様化される必要がある。現在のように恒常的なセンターが存在していることには意味があるが、各センターは設立母体の性格に応じて得意分野が偏ってしまいかねないという問題を有している。センター機能を現在の受託者以外の支援団体も担えるような柔軟な体制が必要となる。

施設内社会福祉士と地域生活定着支援センターを担い手とする現在の特別調整制度

は、各ステージでの支援の担い手が分断されているという大きな問題を抱えている。ソーシャル・インクルージョンの観点からは、支えとなる継続的な人間関係構築が重要となり、そのためには組織の縦割りにとらわれない民間の社会資源が施設内処遇の段階から支援を継続的に提供することが望ましく、刑事司法過程終了後の支援の担い手が既に施設内処遇から関与する体制が確立されなければならない。行政は、担い手となりうる民間社会資源が安定して活動することを支援する役割を担う必要がある。

就労支援に関しても、入所中の支援と出所後の支援が連携していく必要がある。職業訓練が拡大され、資格取得は促進される必要がある。さらに、前科による就業へのハンディキャップを克服するために、一定の要件を満たした場合に前科を抹消する制度が考えられてよい。トライアル雇用制度が始まっているが、現在の制度では、他の要支援者と同一の条件となっている。しかし、出所者は施設入所自体によるハンディキャップを抱えているため、通常の求職者よりも条件をよくすることが考えられてよい。

社会内処遇から福祉的支援への連続性を意識する必要もある。この観点からは、保護観察中とそれ以降の落差を大きくすべきでないことが要請される。ハイリスクな対象者を受け入れて、濃密な処遇を実施し、厳格に生活を管理するという自立更生促進センター構想には懐疑の視線が向けられる。

さらに、一貫した支援は、刑確定以前の段階から開始される必要がある。この段階では收容回避のための支援が重要となる。現在、安定した帰住先を確保し、将来の安定した生活プランを具体的に示すための更生支援計画書を作成することで刑事裁判の段階で施設收容回避を目指す試みが行われている。このような支援は極めて重要であり、弁護人の職責の一つとして観念される必要がある。弁護人がその種の活動を行った場合は国選弁護費用を加算することが考えられてよい。さらに、更生支援計画作成に携わる社会福祉士等を公費で保障する制度も検討に値する。なおこの活動は支援の必要性と有効性の調査にとどまらず、それ自体が支援でもあるため、事後の支援の担い手がこの調査を担当する体制が望ましいように考えられる。

最後に、犯罪行為に至る以前から支援を受けていた対象者に対しては、その支援を継続して受けられることを保障することも必要である。支援の担い手であった者が、施設内・社会内処遇に参画できる柔軟な仕組みが求められることになる。

##### ②支援の担い手のあり方

支援の担い手は刑事司法機関・社会福祉機

関（自治体行政、福祉団体など）・民間ボランティアなど多様なものが考えられる。従来は犯罪行為者に特化して支援を行う機関・団体が中心であったが、近時は支援対象の一部として犯罪行為者を受け入れる団体や、犯罪行為者に特化するがその背後にある社会的負因に注目して支援を行う団体など新しい担い手が現れてきていることが注目される。それぞれが得意分野を活かしながら、有機的なネットワークを構成する必要がある。

刑事司法過程では、支援のための働き掛けが不可避免的に強制的な権利・自由の剥奪制限と結び付き権力性を帯び、主体的な社会復帰を阻害しかねない。その限界を克服するためには、可能な限り権力性の色彩を弱めるために、純粹に支援を行う担い手が存在していることが必要である。そのような担い手は常に必要というわけではないだろうが、少なくとも必要に応じて本人が相談できる態勢を整備することが重要であり、刑事司法機関以外の担い手を最大限活用することに意識的に取り組まなければならない。

他方で従来型の担い手の重要性が失われないことも当然である。更生保護施設は、本来福祉の対象であるべきであるが、事実上後回しにされやすい犯罪行為者のための受け皿として、また自立就労を支援するための固有の受け皿として今後とも重要な役割を果たさなければならない。

保護観察官や保護司も今後とも重要な役割を果たさなければならない。保護観察官は、裁判所や刑事施設との信頼のおける窓口としての極めて重要である。保護司は、専門福祉的支援は要しないが、短期間の見守りにより施設収容・刑事手続関与に伴う弊害の除去に特化した支援のニーズが存在しており、それを充足できる存在である。それぞれ体制の充実が必要である。

新しい担い手に関しては、支援団体が多様に存在できるようその活動を行政が支援する体制構築が必要である。支援団体にとっては、支援の実効性を確保し必要な情報を取得するために刑事司法機関から信頼を獲得することが必要となる。そのためとすれば、支援団体は対象者の厳格な生活管理を志向しがちとなる。しかしながら、そのような志向は福祉の刑事施設化・刑事司法機関化を招くおそれがある。対象者の個別の性質に応じて、そのような対応が必要となる場合は否定されまいであろうが、それは恒常的なものであってはならないと思われる。理論的に重要な点として、支援団体は委託を受けた特定の業務を実施する役割を担うべきであり、トータルな支援のパッケージは公的機関が責任を持って設計しなければならない。権利擁護制度の整備も公的機関が担うべきである。

今後の展望としては、第1に自助グループ

には支援を受ける者にとっての現実的なロールモデルの提供という固有の存在意義があり、その役割の拡大が図られる必要がある。その際には当事者と専門家の適切な連携のあり方を模索する必要がある。第2に、支援ネットワークのさらなる拡大が図られなければならない。ボランティアが積極的に支援に関われる体制が整備される必要がある。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計14件）

- ① 赤池一将、国際人権法と新監獄法下における受刑者の権利、法律時報、査読なし、83巻3号、2011、16-21
- ② 森久智江、オーストラリアの社会内処遇、龍谷法学、査読なし、43巻1号、2010、253-279
- ③ 赤池一将、「危険性」の系譜と新しい刑罰装置について、龍谷法学、査読なし、42巻3号、2010、408-432
- ④ 山口直也、セッションの趣旨（テーマセッションB 刑事施設と社会）・質疑応答、日本犯罪社会学会第36回大会報告要旨集、査読なし、2010、29、34-36
- ⑤ 本庄武、刑事施設と社会とのつながりをもとめて、日本犯罪社会学会第36回大会報告要旨集、査読なし、2010、33-34
- ⑥ 金尚均、薬物取り締まりと人権擁護について、公衆衛生、査読なし、73巻11号2009、825-829
- ⑦ 本庄武、第二幕を迎えた刑事施設における民間委託、刑政、査読なし、120巻11号、2009、24-36
- ⑧ 村井敏邦＝石塚伸一＝ビビアン・スターン＝三島聡ほか（8人中4番目）、国際シンポジウム・刑務所の民営化にいかに向き合うか、龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報、査読あり、6号、2009、7-30
- ⑨ 本庄武、日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望、龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報、査読あり、6号、2009、31-46
- ⑩ 山口直也、刑事施設民営化の比較法的検討、刑法雑誌、査読なし、48巻3号、2009、475-487
- ⑪ 金尚均、薬物中毒事犯対策に見る「自由と安全と刑法」、刑法雑誌、査読なし、48巻2号、2009、267-275
- ⑫ 森久智江、障害のある犯罪行為者（Justice Client）に対する刑事司法手続についての一考察、立命館法学、査読なし、327・328号、2009、928-955
- ⑬ 本庄武、新法の理念と受刑者の法的地位、

法律時報、査読なし、80 巻 9 号、2008、63-66

- ⑭ 赤池一将、刑務所の民営化、法学セミナー、査読なし、640 号、2008、1-3

〔学会発表〕(計 10 件)

- ① 本庄武、科学研究費基盤研究 (B) 研究成果報告シンポジウム「日本における犯罪行為者のソーシャル・インクルージョン」、ソーシャル・インクルージョン理念から見た社会復帰、2011 年 3 月 19 日 京都
- ② 森久智江、科学研究費基盤研究 (B) 研究成果報告シンポジウム「日本における犯罪行為者のソーシャル・インクルージョン」、企画の趣旨、2011 年 3 月 19 日 京都
- ③ 山口直也、日本犯罪社会学会・刑事施設と社会・セッションの趣旨、2009 年 10 月 17 日、北九州
- ④ 本庄武、日本犯罪社会学会、刑事施設と社会とのつながりを求めて、2009 年 10 月 17 日、北九州
- ⑤ 本庄武、社会復帰シンポジウム、パネルディスカッション、2008 年 12 月 21 日、山口
- ⑥ 本庄武、The Second International Forum on Criminal Policy、日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望、2008 年 11 月 30 日、中国・北京
- ⑦ 金尚均、日本刑法学会、薬物中毒事犯対策に見る「自由と安全と刑法」、2008 年 5 月 17 日、神戸
- ⑧ 土井政和、日本刑法学会、刑務所への民間参入の意義と課題・企画の趣旨、2008 年 5 月 17 日、神戸
- ⑨ 山口直也、日本刑法学会、刑務所民営化の比較法的検討、2008 年 5 月 17 日、神戸
- ⑩ 赤池一将、日本刑法学会、日本版 PFI 刑務所をめぐる素朴な問い、2008 年 5 月 17 日、神戸

〔図書〕(計 4 件)

- ① 土井政和、成文堂、PFI 刑務所の新しい試み、2009、298 (247-259)
- ② 金尚均、日本評論社、ドラッグの刑事規制、2009、279 頁
- ③ 土井政和、法律文化社、刑事政策学の体系、2008、544 (37-53)
- ④ 山口直也、法律文化社、刑事政策学の体系、2008、544 (54-74)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

本庄 武 (HONJO TAKESHI)  
一橋大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：60345444

### (2) 研究分担者

赤池 一将 (AKAIKE KAZUMASA)  
龍谷大学・法学部・教授  
研究者番号：30212393  
(H21：連携研究者)

金 尚均 (KIM SANGYUN)  
龍谷大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：00274150

山口 直也 (YAMAGUCHI NAOYA)  
立命館大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：20298392

三島 聡 (MISHIMA SATOSHI)  
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：60281268

土井 政和 (DOI MASAKAZU)  
九州大学・大学院法学研究院・教授  
研究者番号：30188841

### (2) 連携研究者

福田 雅章 (FUKUDA MASAOKI)  
一橋大学・名誉教授  
研究者番号：20029739  
(H20：研究分担者)

岡田 悦典 (OKADA YOSHINORI)  
南山大学・法学部・准教授  
研究者番号：60301074  
(H20：研究分担者)

徳永 光 (TOKUNAGA HIKARU)  
獨協大学・大学院法務研究科・准教授  
研究者番号：20388755  
(H20：研究分担者)

森久 智江 (MORIHISA CHIE)  
立命館大学・法学部・准教授  
研究者番号：40507969  
(H21-H22：連携研究者)

笹倉 香奈 (SASAKURA KANA)  
甲南大学・法学部・准教授  
研究者番号：00516982

木下 秀雄 (KINOSHITA HIDEO)  
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：50161534

京 明 (KYO AKIRA)  
香川大学・大学院連合法務研究科・准教授  
研究者番号：20830075